



日本の個人情報保護制度について

2024年11月29日

一般社団法人MyDataJapan
常務理事 太田 祐一

MyData Japan Vision

ビジョン (私たちが目指す社会)

パーソナルデータに対する人間中心で倫理的なアプローチにより、公正で、持続可能で、多様なウェルビーイングを実現できるデジタル社会

ミッション (私たちの使命)

多様な領域の専門家や組織から構成されるシビル・ソサエティとして、ビジネス(B)、法律・行政(L)、技術(T)、社会(S)の各領域に関わり、それらの領域をつなぎ、行動することで、多様なステークホルダーによる公正で倫理的なパーソナルデータの活用を促し、社会課題の解決とイノベーションの実現を図る

公正で倫理的なデータ利活用が
ビジネス上競争力となる

ビジネス的側面
Business



法律/制度的側面
Legal

政策形成過程に積極的に関与し、
個人の権利を強化する

MyData原則の実現に寄与する技
術、サービス開発を支援する

技術的側面
Tech



社会的側面
Society

市民のリテラシーを高め、自律的
に自らのデータを活用できるよ
うにする



Connect, Engage, Act
(つなぐ、関わる、行動する)
as a Civil Society

MyDataの原則

理事・監事・ステアリングコミッティ・顧問

理事長

崎村 夏彦

OpenID
Foundation



BLTS

副理事長

佐古 和恵

早稲田大学



BLTS

常務理事

青柳 伸宏

グリーンウィロー
株式会社



BLTS

伊藤 直之

株式会社インテージ



BLTS

太田 祐一

株式会社DataSign



BLTS

理事

石垣 一司

合同会社
エルダット・リサーチ
& コンサルティング



BLTS

落合 孝文

渥美坂井法律事務所
・外国法共同事業



BLTS

監事

数藤 雅彦

五常総合法律事務所



BLTS



顧問

柴崎 亮介

麗澤大学



BLTS

砂原 秀樹

慶応義塾大学大学院
メディアデザイン研究科



BLTS

ステアリングコミッティ

加藤 綾子

東洋大学



BLTS

加藤 絵美

一般社団法人
Consumer Rights
Japan



BLTS

坂下 哲也

一般財団法人
日本情報経済社会
推進協会(JIPDEC)



BLTS

庄司 昌彦

武蔵大学



BLTS

瀧 俊雄

株式会社
マネーフォワード



BLTS

橋田 浩一

理化学研究所



BLTS

森 亮二

英知法律事務所



BLTS

安田
クリスティーナ

InternetBar.org



BLTS

渡邊 桂子

株式会社ビーアイ
シーピー・データ



BLTS

中川 裕志

理化学研究所



BLTS

古谷 由紀子

サステナビリティ
消費者会議



BLTS

MyDataの原則

MyDataの原則

私たちが達成したいもの

“ 私たちは、データを使用する理由、方法、期間についての**明確な理解**に基づいて、データを共有するための**同意、拒否、または取り消す権限**が個人に与えられることを望んでいます。

個人がパーソナルデータの「ハブ」となることで、新しいデータを基にした知識を創造する、**新世代のツールとサービスを提供することを可能に**したいと考えています。

個人は単なる顧客またはユーザーとして見なされるべきではありません。自らの目標を設定し、追求することができる自由かつ自立的な主体とみなされるべきであり、彼らは**主体性と主導権を持つべき**だと考えます。

個人が**自分に合った方法でパーソナルデータを安全に管理**できるようにしたいと考えています。

”

論点1：適正な取扱いを担保するアプローチ

意見



- 本人の関与による規律に依存せず、事業者自身による判断と事後の結果責任により、担保するというアプローチでは個人の権利利益を十分に保護できず、事後の消費者救済ではプライバシーの性質上、完全に救済できるものではない
- 事前にリスクを把握することを可能にし、本人の意志によりリスクをコントロールできることが個人の権利利益を保護することに資する
- 本人の認知能力に限界がありコントロールが難しいという意見があるが、事業者の分かりやすい説明やそれを実現する機能や技術により解決できる側面もあるのではないかと
- 本人の関与により個人が自身のデータをコントロールし「結合点」として振る舞うことを可能にすることでデータを基にしたイノベーションが促進される

提案



- **事業者自身による判断と事後の結果責任については、当然に発生するものとし、自身によるリスクのコントロールおよび自身によるデータの集積および活用によるイノベーションを促進することが、個人情報 の有用性に配慮しつつ個人の権利利益を保護することに繋がるため、本人の関与、権利を強化すべきである**

論点2：データ類型について

意見



- 諸外国において保護対象となる情報と日本の個人情報の間に隔たりがあり、特に日本居住者の権利利益が十分に保護されていない状況
- 生体データ等、長期にわたり本人の追跡の手掛かりとなるような情報に対しては通常の個人情報よりも高い保護措置が求められる
- こどもや高齢者等、認知力や判断力に脆弱性などを有する者に対する保護が不十分

提案



- **個人を識別可能な情報**
 - デバイスやブラウザ等の識別子、電話番号、メールアドレス等（ハッシュ化したものも含む）、個人を識別可能な情報については個人情報として扱う
- **個人識別符号に該当する生体データ**
 - 生体データのうち自然人を一意に識別することを目的とするものは要配慮個人情報とする
- **こども等脆弱性などを有する者の個人情報**
 - 要保護性の高い個人情報として要配慮個人情報とする

(補足) デバイス等識別子について

- 3rd Party Cookieが実質的に廃止になるため、いわゆるデバイスフィンガープリンティングやそれに類する技術、電話番号、メールアドレスをハッシュ化した識別子等がターゲティング広告やレコメンドに用いられることが増えてきている。
- ターゲティング広告やレコメンドに用いられるデータが個人の権利利益に与える影響はケンブリッジアナリティカ事件やリクナビ内定辞退率問題等から明らかであり、個人情報と結びつかずとも、デバイスやブラウザと紐づいていることで、本人に対してターゲティング広告やレコメンド、スマホ通知等によりコンテンツを表示したりすることでプライバシーの侵害に繋がることは明らかである。

(補足) こどもの個人情報について

- 法定代理人の関与については、学校や学習塾など対象者が確実にこどもであると分かっている場合には有効な方法となり得る。しかし、法定代理人の関与だけでは問題が解決しない場合も想定される。どのようなケースにおいて法定代理人の関与が必須であるか、また、法定代理人以外の者が代替できる場合があるかなど、きめ細かな検討が必要である。さらに、法定代理人の関与が難しい場合に、こどもの権利利益をどのように確保するかということも重要な課題である。
- 年齢基準については、必要であると思われるものの、個人情報保護法において一律に定めるのではなく、対象事例やサービスによって求められる要件が異なることを考慮し、個別分野において慎重に検討されるべきである。特に、オンラインサービスにおける年齢確認の導入に伴う課題（保護対象のこどもだけでなく利用者全員の年齢確認が求められるかもしれないことや、追加の個人情報取得の問題とデータ最小化の必要性、プライバシー侵害、排除のリスクなど、欧州委員会の「Mapping age assurance typologies and requirements」（2024年4月）で検討されているような諸課題）には十分な注意が必要である。さらに、年齢確認の際のデータ最小化を実現する仕組みの導入（例：身分証の情報の選択的開示）も併せて考慮すべきである。

論点3：個人情報取扱事業者の義務

意見



- 利用目的の公表または通知が行われていれば、適正な方法で取得して良いという状況は、事業者による不必要な情報の取得を増長させている
- プロファイリングによる推知が要配慮個人情報の取得になっておらず、また、プロファイリングを行える項目や範囲について規律が無いことは本人の意志に反した活用による個人の権利利益への影響が大きい
- 現状、要配慮個人情報やプロファイリングによる自身への影響を自分で確認できない

提案



- データ最小化
 - 当該契約の履行に必要な無い情報の取得や処理は利用者が拒否できるようにする
- プロファイリングの制限
 - 要配慮個人情報を推知する場合には要配慮個人情報の取得とする
 - 要配慮個人情報を用いたプロファイリングを原則禁止とする
 - 脆弱性プロファイリングを禁止する
 - プロファイリングにより取得される情報の項目を公表義務の対象とする
- PIAレポートの公表
 - プロファイリングおよび要配慮個人情報の利用については、個人の権利利益への影響が大きいことから、PIAを実施しレポートを公表することを義務化する

(補足) プロファイリングについて

- プロファイリングによる推知によって、要配慮個人情報に匹敵する情報が得られる可能性があり、さらに推知の結果が誤っていた場合、権利利益の侵害のおそれが大きくなる。また、正確なプロファイリングであっても、人に知られたくない特性を暴く行為は権利利益の侵害にあたる。特にこどもは可塑性に富むため、往々にしてプロファイリングは正確性を欠くものとなり、不正確な属性の決め付けに陥る可能性が高いことから、こどもに関するプロファイリングを禁止すべきである。プロファイリングによって、対象の個人が認知力や判断力に脆弱性などを有する者であることが推知され得る場合（典型例はこどもや高齢者など）、彼らを対象としたターゲティング広告の表示や誘導、欺瞞、その他彼らの脆弱性を突くような行為を禁止することも併せて重要である。
- 一方で、プロファイリングの有用性も考慮すると、一律の規制や禁止は現実的ではない。この問題に対処する方策の一つとして、本人が自分の情報についての開示請求を容易にできるような開示制度強化の方向を考えるべきである。
- また、プロファイリングに用いるべきでない情報やプロファイリングを禁止すべきカテゴリの設定についても検討が必要である。

論点4：本人の関与

意見



- 企業がどのようなデータを持っているかが十分に開示される状況にはなっておらず、本人がリスクを把握するには不十分な制度となっている
- 開示請求に係る本人の負担費用が高額になる場合があり、かつ再利用できない形が多い。
- EU等諸外国においては、本人によるデータアクセスが無償化されており、再利用可能な構造化データの形での開示（データポータビリティ）が認められている
- 利用停止・消去請求権について、現状では請求に対し一定の条件があるため本人の関与が不十分

提案



- 開示請求
 - 無償での開示を義務化する
 - 再利用可能な構造化データでの開示を義務化する
- 利用停止・消去請求、第三者提供停止の請求
 - 各種条件を撤廃し、原則として義務化する

(補足) 利用停止、消去の請求について

- 利用停止・消去請求権の拡大が、個人の権利利益保護の観点から強く要請される。現行法では、保有個人データの利用停止、消去の請求には、18条、19条または20条の違反やもはや利用目的を終えていること、権利利益の侵害のおそれがあること等が条件となっており、第三者提供停止の請求は、27条1項又は28条の違反が条件となっている。これらを条件としない利用停止・消去請求権の拡大については、消費者からの要望が強く、かつJISQ15001において広く実現されている運用であることから、これらの条件なく、利用停止、消去、第三者提供の各停止請求を原則として義務化してはどうか。なお、JISQ15001は、業務支障などの例外を設けており、これに合わせても事業者の業務運営に困難をもたらすおそれは低いと考えられる。

論点4：同意

意見



- 「本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な方法によらなければならない」とされているものの、実態としては、多くの場合で、同意に係る情報は複雑なプライバシーポリシーの一部に記載されているのみであり、個人は何に同意をしているのか不明確な状況
- 同意の撤回や拒否ができない場合が多く、同意しない選択肢が実質的に用意されていない
- 同意の必要が無いのにも関わらず、同意が必要だと誤認するような表示により不当に不利益を被る可能性がある

提案



- **ダークパターンによる同意取得の禁止**
 - 一般人の認識において同意の内容や取得方法が明確でないものをダークパターンとして禁止し、ダークパターンとして認められない事例をガイドライン等で具体的に例示する
- **同意の撤回や拒否**
 - 当該契約の履行に必要なことが明らかな場合を除き、同意の撤回や拒否ができるようにし、その場合は、同意取得時にそのオプションを示すことを義務化する

論点 5：課徴金

意見



- 現状、個人情報委が単独で行うことができるのは、行われた違法行為をやめさせること（指導、勧告、命令）だけであるが、違法行為に対して制裁が行えず、抑止力を欠く。
- 刑事事件となった場合でも最大で1億円の罰金にとどまり、とりわけ海外巨大IT企業への抑止力はないといっている。しかも個人情報委が刑事告訴しても、刑事司法が検挙してくれるとは限らない。
- 今のままでは悪質事業者の「やり得」が横行し、まじめな事業者は競争上不利になる。

提案



- 悪質な違法行為に対しては課徴金制度の導入が急がれる
- 個人情報保護法で導入する課徴金制度は、「違法利得の剥奪」にこだわらず、経済的利得が観念されない事案であっても、行為の悪質性を考慮してその金額は裁量によって決められるようにすべきである。なぜなら、個人情報の違法な取り扱いが被害者に与える権利利益の侵害の大きさは、事業者がそれによって得た経済的利益の過多とは関係ないからである。たとえばほとんど利益がない事業であっても、著しい権利侵害は起こりうる。
- 課徴金は、海外巨大IT事業者に対しても実効性をもちうる金額とすべきである。

論点5：団体訴訟

意見



- 多発する違法行為を止め、被害拡大を防ぐためには、消費者契約法などと同様、一定の要件を満たした消費者団体に差し止め請求権を与え、個情委の執行力を補完してもらう必要がある
- 個人情報の違法な取り扱いによる被害は典型的な「少額大量被害」であり、個人で被害回復をすることは極めて難しく、現状はほとんど泣き寝入りに終わっている。

提案



- 差止請求、被害回復のいずれの団体訴訟制度も早期に導入すべきである。
- 差止請求は個情委の法執行を補完して違法行為の拡大を止める公益性の高い機能であり、差止請求を担う適格消費者団体には公的な資金を提供する必要がある。
- 差止請求の対象とする違法行為を限定する必要はない。
- 特定適格消費者団体が被害回復の訴訟手続を行う際は、個情委が調査過程で入手した情報を団体に適切に提供する枠組みを設ける必要がある。
- 将来的には、消費者団体にとどまらず、デジタル分野のデータ保護に取り組む市民団体についても適格性の付与を検討すべきである。

(まとめ) 追加する情報の種類と義務

生存する個人に関する情報

個人情報

デバイス等識別子、電話番号、メールアドレス等
個人を識別可能な情報

要配慮個人情報

個人識別符号に該当する生体情報
子ども等の個人情報
性的指向または労働組合に関する情報

個人関連情報は実質無くなる

- データ最小化義務
- ダークパターン禁止
- プロファイリング項目の公表
- 脆弱性プロファイリングの禁止

- PIAレポートの公表義務
- プロファイリング禁止
- プロファイリングによる取得も同意必須化



MyData
Japan